

技術で豊かなまちづくり

平成18年1月1日

# 高知土木技士

No.38

(社)高知県土木施工管理技士会 [高知市本町4-2-15 建設会館5F TEL 825-1844]



平成17年度表彰 国土交通省  
土佐国道事務所 優良建設工事

施 工

宮田建設 株式会社

工 事 名

平成15-16年度 佐喜浜災害復旧工事

場 所

室戸市佐喜浜町

現場代理人

又 川 兼 雄



## 土木施工管理技士会倫理綱領

会員は、国家資格者として誇りと品格を持ち、  
常に自己の資質と技術の向上に努め、  
社会に貢献すること。

### (誇りを持とう)

1. 土木技術の国家資格者として誇りを持って行動し、日頃から技術の研鑽けんさんに励むこと。

### (技術力を活かそう)

2. 技術者として自己の専門的知識及び経験をもって良質な物を作ること。

### (公正な行動をしよう)

3. 携わる事業の性質から、公正・清廉たつとを尚び、広く模範となる行動をすること。

### (ボランティアに参加する等、社会に貢献しよう)

4. 技術者として知識・経験を活かし、災害時等はもちろん、ふだんの生活においても、地域活動や社会奉仕に積極的に参加するよう努めること。



# 謹 賀 新 年



(社)高知県土木施工管理技士会

会 長 宮 田 益 吉

新年明けましておめでとうございます。

皆様にはご家族の皆様とともに清々しい新年をお迎えられましたこと心からお慶び申し上げます。新しい年が、皆様にとりまして希望に満ちた輝かしい年となりますよう心からご祈念申し上げます。

平素より当技士会の事業運営に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、我が国の経済情勢は大都市圏を中心とした景気回復にその兆しが見えているも、後半の原油価格の高騰も続き依然として厳しい財政状況等、不安要素はあるものの、大都市圏では年末にかけ雇用環境好転もみられ、政府見解の景気回復は順調の印象づけで推移して参りました。

しかしながら、景気回復が顕著な都市圏と比べ、高知県では人口減もきたしており、県政の最重要課題も産業振興、雇用力向上を挙げる自立の仕組みが急務と位置付けて、危機的状況は深刻さを増しています。県予算で削減される公共事業や、民間事業が減少、連年の建設投資額減少が続き各産業は大きな打撃を受けており、私たち建設業界を取り巻く情勢は一段と厳しさが増す中、各企業におかれては経営環境の多角的改善に取り組むなど、懸命のご努力が続けられていることと存じます。

さて、当技士会は昭和55年に土木施工管理技術の国家試験有資格者の集団として発足し、会員各位のご指導ご協力を頂き活動を展開して参りました。

最近の我々を取り巻く状況は、公共事業費の削減や、入札契約制度の改変などにより急激に変化しております。ここに昨年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受けて、これから法の運用がいよいよ本格的に開始されてまいります。国土交通省四国地方整備局では品確法の趣旨に沿い、談合防止策も踏まえ、不良不適格業者の排除対策と価格と品質で総合的に優れた調達を目指した、入札・契約方式を大幅に改善しています。

今回の入札・契約制度の改善で最大の特徴が、「総合評価方式」での落札者決定であり、評価は工事の規模や難易度に合わせて①高度技術提案型②標準型③簡易型に区分されているも、いずれも総合評価方式で技術提案による加算点が設定され、評価値算出で「技術力」対応が必要であります。

このような環境の中においても、工事の品質確保のため、「きちんとした技術者が、きち



んとした組織と体制のもとに工事を施工することが大切だ」と言われており、土木技術者の集団であります当技士会といたしましては、社会資本整備の一翼の担い手として、地域社会に多いに貢献していかなければなりません。

このため、技士会の果たす役割を常に認識し、継続学習制度（CPDS）等への積極的な参加を通じて自己研鑽を重ね技術力の向上に努めていかなければなりません。

また、(社)全国土木施工管理技士会連合会では、土木施工管理技士の社会的評価と地位及び技術力の向上、技士会の社会的認知度の向上と運営強化の目的から、監理技術者講習の実施機関として活動を展開しており、当技士会においても積極的に取り組んで参りますので、会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、各関係団体のご指導とご支援を賜りますことをお願い申し上げ、会員皆様のご健勝・ご多幸を心から祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

平成18年 新春

# 会員の皆様 明けまして おめでとうございます。



会長(理事)	宮田 益吉	宮田 建設 (株)	代表取締役社長
副会長(理事)	田邊 聖	(株) 田邊 建設	代表取締役社長
副会長(理事)	安岡 健	ショーボンド建設(株)	上 席 理 事
副会長(理事)	土方 猛	ミタニ 建設工業(株)	取締役技術部長
常任理事	青木 誠光	青木 建設 (株)	代表取締役社長
常任理事	三谷 齊	入交 建設 (株)	代表取締役社長
常任理事	田村 昭	(社)高知県森林土木協会	専 務 理 事
常任理事	川島 将夫		
常任理事	石建国 元	(株) 石 建 組	代表取締役社長
常任理事	山中 巨司	明 治 建 設 (有)	代表取締役社長
常任理事	谷岡 孝雄	(有) タニテクノ	代表取締役社長
常任理事	植村 圭一	須工ときわ(株)	相 談 役
常任理事	宮田 喜弘	大 宮 建 設 (株)	代表取締役社長
常任理事	田中 允泰	田 中 建 設 (株)	代表取締役社長
常任理事	竹村 建司	竹 村 産 業 (株)	代表取締役社長
専務理事	有田 元士	(社)高知県土木施工管理技士会	事 務 局 長

技士会が行う講習会を受講しましょう



# 新年のごあいさつ

高知県土木部長 久保田 一 水

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

高知県土木施工管理技士会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと存じます。

また、平素から土木行政をはじめ県行政の推進につきまして、ご理解を頂き、格段のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆様方ご承知のとおり、本県の財政状況は大変に厳しい状況にあり、土木部の予算についても、ピークであった平成10年度の当初予算の約52%程度にまで減少し、その予算規模は昭和50年代初め頃と同水準にまで落ち込んでいます。

また、この数年で国と地方の関係も大きく変わってきており、これからは、今までの慣例にとらわれずに自らが判断して実行していくことが求められています。こうした社会情勢を踏まえ、県では組織のスリム化とともに民間との役割分担により行政サービスの充実を図るため、平成20年4月までに知事部局の業務の30%をアウトソーシングすることとしています。土木部におきましては、社会資本に対する品質や量的なニーズの高度化に対応するため、これまでもかなりの部分をアウトソーシングしてきましたが、今後、更に民間との役割分担が進むこととなりますので、職員がそれに対応できる技術力と判断力を備えることが必要となります。

一方、昨年4月には公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、発注者側と受注者側の技術力の向上と体制づくりが求められていますが、これに先立ち、高知県入札契約制度に関する検討委員会から出された提言においても、技術力の高い企業を育成する環境整備や発注者の責務を果たすための技術力向上などが謳われており、提言内容の実現に向けた取り組みを行っているところです。

本県の社会資本の整備水準はまだ十分とは言えず、これからも着実な整備を進めることが求められており、限られた予算を効率的かつ効果的に投資するとともに、既存の施設を有効に活用するための適切な維持管理を行っていくことも必要だと考えています。そのためにも、良質な社会資本を整備していかなければなりませんので、常日頃から技術力の向上と発展に積極的に努められている貴会の役割は、これまでも増して重要となってまいります。

今後とも、貴会のご支援をいただきながら、「県民の生活を支え、安全を守り、環境を保全し、活力を増進する」ための社会資本の整備に努めてまいりたいと考えています。

高知県土木施工管理技士会のますますのご発展と、会員の皆様にとって実り多き年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 会計検査と21世紀の施工

高知県土木部建設検査課長

夕 部 雅 丈

## 1 はじめに

会検検査の形も一昔前からいいますと、随分と変わった観があります。以前は現場で寸法を測ったりしていましたが、現在ではそのようなことはあまり見なくなりました。つまり施工が良くなって、そのようなことをする必要がなくなってきたのだと思われます。会計検査も時代につれ、大変変化してきています。それだけ社会資本整備の成熟化と高度化がなされてきた査証でありましょう。

## 2 17年度の会計検査随行の印象

春に行われた港湾局の会計検査では副長に随行しましたが、副長の質問は「何のために、誰のために事業をしているのか？」でした。それに明確に答えることのできた班長さんは少なかつたような印象を受けました。実は「誰のために、何のために」は、高知県が取り組んでいる「行政経営品質」の基本なのですが、次ぎに「自分のお金を使うような気持ちで事業に取り組んでほしい。維持管理費のかからないものを造るように」とのことでした。現場検査も、維持管理費が少ない工法でやられているか、耐久性はあるのかの視点から実施していました。

秋の河川局の検査では、調査官に随行しましたが、この調査官は構造設計書をよく見ていました。また、事前に送った資料を丹念に読みこなしていることが伺えました。市町村については、特殊歩掛かりについても質問し、詰問するというよりも指導しているという印象を受けました。施工者側が気になる場所としては、工事写真も丹念に見ていました。書類検査が主体になってきていますし、施工プロセスを見る傾向にもありますので、写真を鮮明にするためには、撮る位置や絞りの操作、逆光にならないような技術が求められます。特に、デジタルカメラは、逆光には弱いので、撮影位置や絞りが問題になります。気をつけていただきたい点です。

## 3 受検者の印象

2でも述べましたが、受検者が質問に明確に答えられない場面が多々見受けられました。基本的には班長が受け答えの中心になるべきですが、最初から担当が説明するといった場面もありました。優秀な工務課長が返答の中心者になって答えている事務所も見られました。班長は仕事の要でもありますので、頑張ってもらいたいものです。また、答えが質問とかみ合っていないことも多々あり、質問が不明な時は、勝手な推測や推定をするのではなく、質問の主旨を再度お聞きし、確認してから答えるようにしたいものです。これは、日常の監督職員と主任技術者間でも同じことが言えると思いますので、注意していただきたい点です。自分が勝手に構築した論理で回答しては、相手の意図とずれている場合があり、時間の無駄になります。それと、答えの論理が通っていない場合も見受けられました。相手が何を質問しているのかをまずきちんと認識し、それに答えていくべきです。とんちんかんなことを言って時間をつぶす手もありますが、現在ではそのようなことはすべきでないと思います。

## 4 設計計算の齟齬

土質条件が同一なのに、摩擦係数や支持力が違う例がありました。計算途中では気づかない場合がありますので、最後に全体の整合性、統一性を図るためにも、高所、大所から見る必要があります。また、違った人の目で点検も必要になります。これも、日常の施工場面でも同じことが言えると思います。発注者側では担当、班長、工務課長が、施工者側では現場代理人、主任技術者それぞれが、それぞれの役割と責任をきちんと果たして行くことが必要です。

## 5 これからの会計検査に備え、施工で気をつけていただきたいこと

発注者、受注者ともに技術力が落ちてきていると言われています。確かにそのようなこともあります。また、一面では環境面などの要求があり、そちらに力を削がれるという実態があるからとも言えます。しかしながら、共通仕様書を読んでいるとは思えない主任技術者がいます。ただ、形だけ造ればいい、速く仕上げで儲ければいいという姿勢が垣間見えます。このような施工をしていると、手直しに莫大なお金が必要となります。見つからなければそれでその時は済みますが、後で災害を受けたりもします。人の命にかかわりますから、くれぐれも共通仕様書を良く読み、施工に携わっていただきたいと思います。ここには基本的な技術者倫理があります。今一度、土木学会の「技術者倫理規定」を一読していただければと思います。人間として生きる基本でもあります。そのことを忘れた事件、事故が発生することがありますが、自分がそれに手を染めてしまうと、残りの人生は悲惨なものとなります。目先の利益（儲け）に目を奪われることなく、人間としての基本を踏み外さないようにしていただき、幸せな人生を送るための仕事に携わっていただきたいと思います。また、人間ですからうっかりということもありますので、チェック体制を会社がきちんと組んでいるか、今一度点検をよろしく願いいたします。プロジェクト・マネジメントにおける危機管理（リスク・マネジメント）になります。会社を守り、従業員を守る基本でもありますので、是非よろしく願いいたします。

## 6 検査のあるべき姿

検査のあるべき姿は、検査をしなくても済むようになることです。そのためには、発注者の図書が良くなければなりません。そして施工者がきちんと、その図書に基づいて、品質のいいものを造ることができてなければなりません。そのためには、各々が事業の目的を認識し、主体的、自主的に造り上げていくことが必要です。つまり、それぞれが、それぞれの役割をきちんと果たすことです。そのうえさらに、高度技術や創意工夫が求められてもいます。検査が簡単に終わるような施工体制が確立するように、お互いに切磋琢磨していかねばなりません。

## 7 おわりに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されました。発注者、受注者ともに新しい時代に突入したわけです。法律の主旨を良く理解し、工事に取り組んでいただきたいと思います。法律の制定により、より高度な成熟した技術と知恵が求められてきています。この法律により、会計検査もまた新たな階段を迎えるものと思われます。新しい時代に相応しいマインドとテクノロジーを獲得して、医師、教師とともに三大職業といわれる建設職に、それぞれが磨きをかけていただければと思います。





## 工事現場におけるヒューマンエラーによる労働災害 対策と、河川工事における環境対策について

刈谷建設株式会社（四万十市右山天神町）

細 木 仁

### ① はじめに

当工事は高知県西南部を流れる清流四万十川河口部に既存する河川堤防の河川側部分を一部掘削し、張コンクリート、法面ブロックを打設設置し終了後、掘削土で再度覆いを行う工事（全長600m）を主体とし、その他河川敷への搬入路の移設、階段工、混合土舗装等がある。

### ② 現場における課題・問題点

この工事について、簡単に言えば堤防の表土を剥がし、コンクリートとブロックを打設し、表土を戻すという技術的には単純に見える工事であるが、その数量が法面コンクリートが8000m<sup>2</sup>、ブロック据付個数が6000個と施工量が多くしかも同じ工程の巡廻であり作業内容も移動式クレーンを使用した法面上での吊荷作業という危険作業で、日々の作業のマンネリ化によるヒューマンエラーでの重大災害を極めて起こしやすい状況が予想され個々の作業員の安全意識の向上と持続が不可欠であった。それが1つ目の課題・問題点である。

2つ目は、当工事は河川敷内での工事であり、河川への環境対策を留意しなければならなかった。具体的な問題として、工事期間が初夏から早春までになっており、工

事の初期の段階で台風シーズンに突入することであった。実際工事場所は河川敷内に存在するが、河川からは多少離れており、工事排水等が直接河川に流出するようなことはない。しかし、台風等で河川が増水した場合、確実に現場内は水没し、資材や油類等の河川への流出による環境への影響と、施工中の堤防の法面の水没、降雨等による法面土砂の流出等によって生じる堤防の破損が問題だった。又、ここ四万十川では、冬季期間中（12月～3月）青海苔漁の時期を迎える。青海苔漁自体は川の中で行う漁であるので問題はないが、収穫後、河川敷内に場所を設け天日干しを行う。この天日干しを行っている間に青海苔にゴミや埃が付着してしまうと商品価値がなくなってしまうが、この天日干しを行う場所が現場と隣接する。川漁師の方々の貴重な収入源である青海苔漁で工事による損害を与えた場合、工事に与える影響は、計り知れない。従ってこの時期の作業方法、防塵対策は十分検討協議し絶対に損害を与えてはならなかった。

### ③ 対応策・工夫改良点

#### その1・ヒューマンエラー防止対策

この工事で作業を行う業者は、自社も含めて、全て高知県西南地区の業者で、県外



の業者や大手ゼネコン関連の工事経験者は少なく地元近辺で工事を行ってきた者が多かった。差別する訳ではないが経験上、都市部で大勢の競争相手に揉まれている下請け業者などと比較すると、こと安全管理に関してはかなり考え方の差がある。今工事の業者でも、例えば朝礼後の危険予知活動は、「そういうものがある。」ということには理解しているがこちらが指導しない限りは何も行わない業者が多かった。他にも作業を統括する職長が存在しない作業班もあり、まずはそこから改善していくことにした。まず、各作業班の職長を集め写真撮影し、その写真を朝礼場の掲示板に貼付け、各職長が担当する作業内容と職長の役割を説明した文面も同時に掲示した。又、名札を作成し、各職長に見易い所に付けさせ、誰が現場にきても解るように工夫し、職長に使命感を持たせるようにした。最初はどの職長も嫌がり名札を付けるのを拒否する者もいたが、根気よく説得していけばこちらの趣旨を理解してもらうことができた。前述した職長が存在しない作業班については、現場職員が候補者を選びこの工事の暫定的職長ということで説得し、作業を遂行していった。又、毎日昼休みか作業後に必ず各職長が集合し、安全に関する反省会を作業打合せの後に行った。これと平行して行ったのが、毎朝行う危険予知活動をマンネリ化させず充実した活動を行わせることであった。前述したようにこの工事の作業員の多くが危険予知活動の意味、方法、その効果を理解していなかったのでまずはそこから始めることにした。まず月4時間の安全教育訓練の時間を利用し、どれだけ作業員が危険予知活動や安全についての知識がある

か、簡単な10～20問程度のペーパーテストを作成しテストを行った。30分程度時間を割いた後、その問題1つ1つ説明しながら回答していった。これで約1時間使い次はグループに分けて予め作成していた解説付きの作業の簡単な絵を使って「この絵を見てどんな危険が潜んでいるか。対処は。」等の問いに対し各グループで協議し、その後グループ毎に発表した。このような教育を1時間、計2時間行い半月後にまた前回行ったテストをお浸いに行い、成績が良ければ次のステップの問題に挑戦した。このような教育訓練を約4ヶ月程徹底して行った。最初は手探り状態で、真剣に取り組んでくれるか心配したが、全員真剣に取り組み日々の危険予知活動にも効果が現れた。一方、現場の方では日々の危険予知活動の際職員も必ず参加し、活動終了後指導を行った。活動時の決まり事として、3つ以上は危険ポイントを出す。前日とは違った意見を出す。この2つを基本として繰り返しの作業の中で、知恵を出し合ってマンネリ化を防ぐよう努めた。また週1回、職員又は会社役員で抜き打ちの安全パトロールを行い、不備があれば直ちに是正指示を出し、それでも改善されない場合は、その会社の安全責任者を呼び、職長を含めて協議、指導を行った。この抜き打ち安全パトロールは作業員、下請会社から反感を買ったが、作業員に緊張感を持たせるには、事前に知らせては意味がないと考え、工事終了まで行った。これにより現場内のマンネリ化した雰囲気がいぶ改善された。しかし、それでも作業中‘ヒヤリ’とさせられることが何度かあった。その際は、その日の昼休みや休憩時、翌日の朝礼時などでヒヤリ、

ハットの協議会を開き再発防止に努めた。以上の活動を行い、無事、無事故で竣工できた。工事の最後の方では作業員個人個人が安全に留意して作業ができるようになった。

#### その2・河川工事における環境対策

河川の環境対策で事前協議を行った。実際に工事を行いだすのが8月下旬からだったが台風等での大雨やその大雨で河川が増水した場合、どの時点で機材の引き上げや、掘削部の埋戻し、表土を削った法面の保護を行うかタイミングが分からなかった。そんな折、現場へ入る2週間程前に実際に台風が接近してきた。この時、上流部の数箇所と現場付近の水位と降雨量を1時間毎にデータを取りそのデータを比較して検討した結果、上流部のある地点で水位が2m上昇すると約3時間後には現場付近の河川敷が水没し始めることが判明した。又、その台風の最高時間降雨量が30mmであった。このデータを基に検討した結果、時間30mm以上の降雨量を記録した場合は堤防法面の保護（シートで覆う）を行い、上流地点が1m水位が上昇すれば機材を撤去、掘削部の埋戻しを行うこととした。実際現場に入って半月後に時間30mmを越す大雨が降ったのだが1000㎡程の法面を保護しなければならなかったので、設置に時間が掛かり、設置終了時には雨は上がっている始末だった。この結果を踏まえて法面の保護に関しては、早急な対応は無理と判断し、表土の除去時に順次シートを設置することとした。これにより法面の侵食及び乾燥時の粉塵防止にもつながり十分な成果を得ることができた。資機材の移動に関しては、事前の計画どお

りの行動で問題なく処理出来たが、夜間に増水が予想される際は事前に移動、撤去、埋戻しを行った。

工事が冬季に入り、青海苔干し場の粉塵対策について詳細な協議に入った。青海苔漁は実際、12月中旬から3月下旬まで漁期で、雨天以外は毎日行う。又、この工事で河川敷への搬入路の移設工事があり、工事中は一般者は迂回路を利用してもらうことになるが、この迂回路が干し場と隣接されており且つ観光バスが1日10便程迂回路を往来する。従って我々が防止しなければならない事項は、第1に工事で発生する粉塵防止。第2に工事の休日中、乾燥、強風等により生ずる現場からの自然粉塵の防止。第3に迂回路走行中の観光バス等の一般車からの粉塵の防止であった。防止策案として、干し場側に防塵用の高さ2m程度の防護柵を検討したが、季節風に対し強度的に無理があり断念した。続いて塩化カリウムの散布を考えたが、一般車に錆び等の障害がある理由で観光協会の方から反対があり却下した。他にも様々な方法を検討した結果、賃貸料は高価であるが、定期的に散水車による水の散布が有効という結論に至り実行することとした。まず漁が始まる前に漁協副組合長や漁師の方に漁の方法、海苔の干し方、干し時間、漁の人数等を詳しく情報入手した。その結果、青海苔は早朝に採取し、採り次第洗いにかけて干し場で乾燥さし午後1番には収穫を行う。即ち早朝から午前中まで埃らさなければ、青海苔漁に影響がないことが判明した。次に風の強い日を選び、日中に数回と作業終了時に散水を行って経過を調べてみた。その結果日中で約2時間は粉塵を防ぐことが判明し又、



作業終了後日没に散水すれば、翌日の始業時まで粉塵が立たなかつた。季節が冬季だけに凍結を心配したが問題なかつた。この結果を踏まえて午前中の8時、10時、12時。午後は18時～19時程度に1回、雨天以外は毎日散水する計画とした。実際に漁期に入ってから漁師の方と日々連絡を取り合い少しでも粉塵が発生すれば早急に散水を行った。結果として粉塵による被害は避けられ、休日や正月期間中も休まず管理を続けたことで、漁協や漁師の方々とも良好な関係で竣工できた。ただ散水車の賃貸料が高額になったのが反省点で、もっと経済的な工夫が必要だった。

#### 4 終わりに

現在の安全管理の傾向に対して一言。近年、労働災害に対する社会的処罰は非常に厳しいものがあります。発注者によっては、2週間以上の通院の労働災害は指名停止の対象となったり、鋼芯入りの長靴や地下足袋が義務付けられたりと受注業者に対する

の罰則や規正は益々厳しくなっているように思います。連帯責任により元請業者にリスクを与える管理方法は確かに有効だとは思いますが。しかし前述したような最近の状況を見ると、「何故其処ま？」という疑問にどうしても捕われます。例えばある国では、完全に自己責任「自分の体は自分で守れ」で死亡事故などの重大災害以外は会社側が責任を負うことはあまりありません。だから現場に服装がランニングに短パン姿の作業員が大勢作業しています。勿論それが理想と言っている訳ではありません。双方を比較してみると、それは我が国のとっている管理システムの方が優れているのは確かです。しかしこのままでは規則や処罰で現場が雁字搦めになり作業に支障をきたしたり、逆に悪質な労災隠しが蔓延するのではないかと危惧します。勿論、作業員に対し指導、教育等は徹底して行う責任はありますが、それ以外の責任はもっと個人に取らせても良いのではないのでしょうか、そうすることで作業員も自覚を持って作業に当れるのではないかと考えます。



ほそぎ じん  
細木 仁氏 プロフィール

会社名	刈谷建設株式会社
施工役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人
学歴	宿毛工業高等学校 土木科 卒業
資格	1級土木施工管理技士 甲種火薬類取扱保安責任者 (社)高知県土木施工管理技士会 会員

## 会員の広場コーナー

# 平成15-16年度 佐喜浜災害復旧工事

宮田建設株式会社

工務部 又川 兼雄

平成15年11月、高知県東部を襲った集中豪雨により国道55号線の安芸郡佐喜浜町から東洋町野根まで約9kmの間に、大規模な土石流や、数箇所国道が陥没する災害が発生したため、終日片側交互通行規制により対応していましたが、通行車両等に大きな支障を与えておりました。

本工事は、国土交通省土佐国道事務所発注により、災害区間をいくつかの工区（5工区）に分けて発注された災害復旧工事の一つでした。

主な工事内容は、まず陥没箇所をオーバーレイにて補修し、作業時片側交互通行規制とし海岸沿いの路側擁壁をアンカー工にて固定、法枠ブロックにて法面を整形後ガードレールの復旧を行い、路片舗装にて現道復旧する工事でした。

本工事を終えて特に印象に残っていることをいくつか述べたいと思います。

第一に、工事期間中その年に台風が多くきたので気苦労した事です。本工事は海岸擁壁をアンカーにて固定するのがメイン工事でした。海岸にアンカー工の足場を設置して行う為、台風が発生するごとに、進路が現場方向へと予想されると、掘削機械等を撤去するか足場の補強をするかなど、判断を迫られることが何度もありました。幸いにも、被害を受けることはなかったのですが、何度かは、掘削機械を撤去したり下請け業者さんにもご足労掛けました。私達の仕事は、自然相手ですからあたりまえかもしれませんが、こんなに気象条件に悩まされた現場は初めてでした。





第二に、他の工区の技術者さんと親しくなれたことです。他にも、5社が工事をしており、月に2回の連絡協議会はもとより、普段でも、同じ技術者同士気さくに話をする事ができ、お互いの苦労話や、良案などを意見交換することで技術の向上にも役立ったと思います。単独の工事現場と違い、他の業者さんとの連帯感のある関係を持つことが出来たことは私にとって大変プラスになりました。

第三に、地元の方とのコミュニケーションがうまく図れた事です。追加工事などもあり、長い期間の工事になったのですが、週に一度、地元（佐喜浜）の運動クラブ（ビーチバレーボール）に、参加させてもらいスポーツによるコミュニケーションをはかることができました。休憩時間等には、工事に関する質問や地元の行事の事など会話の機会もたくさんあり、地域のかたがたとの意見交換ができる雰囲気を作れました。

施工に関する記述ではありませんでしたが、私としては工事に携わるには、周りの環境が非常に大切であり、工事に対する気持ちにも大きく影響すると思いましたので、参考にさせていただければ幸いです。

最後に、工事は、無事故無災害で完成させることが出来ました、これは、発注者のご指導はもとより、私達元請職員と、下請け業者のみなさんが、常に「安全」を念頭において工事に携わったことで達成できたと思っています。今後も、無事故無災害で工事を完工できるよう、更に精進を重ねる所存でございます。



## 委員会コーナー

# 「官から民へ」

制度委員 山本 修 (山本建設株式会社 社長)

新年明けましておめでとうございます。

最近マスコミ等で我々業界に関する公共事業予算の縮減問題、入札での談合及び  
闇カルテル問題、道路特定財源の一般財源化等、連日新聞、テレビ等で報道されな  
い日は少なくない今日です。私が特に注目したのが昨年末明るみに出た建築確認で  
の耐震強度偽造問題です。まさにここ数十年以内には50%近くで発生する確率の高  
い、東南海沖地震が予測されているこの時期にもかかわらずである。まさに技術者  
として道徳的モラルが欠如している事に他ならないのでは。一技術者として良い製  
品を造るというプロ意識が必要だと思ふし、いつの時代でも技術者は官、民を問わ  
ず、仕事への自信と顧客との信頼関係を崩したら終りだと思ひます。

現在、国や地方公共団体では「小さな政府」と「官から民へ」の方針の中、政策  
が進められようとしています。その事に関しては多分流れとして正しいのかもしれ  
ませんが、今後この動きを止める事も難しいと思ひます。すでに高知県でも本年度  
から業務のアウトソーシングが進行中であります。従来、民は利益と効率を優先す  
る考えがありますが、官の公共性を民が役割分散を受けるからには、民も官以上の  
公共意識が必要ではないかと思ひます。我々も公共事業に携わる者として信用が無  
ければ企業としても、個人としても成り立たないと思ふし、誠意を持って一生懸命  
やる事で信用も得られるのではないかと思ひます。

信用を得るのは長期間に渡るのに対し、信用を失う  
のは一瞬です。常に公共の使命感と、仕事には顧客  
があつて成り立っている事をまず肝に銘ずるべきで  
はないでしょうか。

ちなみに我社の経営理念は「真心と技術で社会と  
お付き合い」である。





## ●●●●●●●●●● 実修行事報告（抜粋） ●●●●●●●●●●

### 1. 1級土木技術検定試験「実地」受験準備講習会開催

平成17年度の1級土木技術検定「実地」試験が10月2日に実施されるため、受験予定者へ試験直前の短期集中型講習を17年9月1日～2日の2日間コースで、会場を高知県教育会館「高知城ホール」で開催、受講者51名は実地試験の記述式問題へ力をつけるため、設問に対する習得したことを要領よく記述できるよう「解答演習」を交えた講義に真剣に取り組んでいました。

（1級土木実地試験の合格発表は平成18年1月20日（金）です。）



1級土木（実地）受験準備講習会

### 2. 県内3ヵ所で土木施工管理／CPDS指定技術講習会を開く

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行もみ、本格的な「技術力の評価と活用」の時期を迎え、土木施工管理技士には常に技術力の向上と新技術等知識の習得、施工現場での安全管理への取り組みが必要であります。

加えて、高知県の建設工事入札参加資格審査で「地域点数」の項目～技術に優れた企業に対する評価として、『技術研修の実施』が基準となりCPDS学習履歴（UNIT数）が適用。県内企業とりわけ土木技術者の研修機会を平等にと云う技士会講習方針で、県東部 安芸市・中央部 高知市・西部 四万十市での開催でした。

テ ー マ	講 師
「コンクリート講座」 ① コンクリートの性質について ② コンクリートの変状と劣化について	入交建設株式会社 企画開発部 部長 横田 昭彦 氏 コンクリート主任技士 コンクリート診断士
「安全管理講座」 建設工事の安全管理について	応用地質株式会社 四国支社 技術参事 岡 米男 氏 土木施工管理／CPDS「JCM公認講師」



安芸市 ホテルタマイ



高知市 高知城ホール



四万十市 サンリバー四万十

### 3. 中国・四国土木施工管理技士会連合会「ブロック協議会」「行政庁との意見交換会」開催される。

平成17年12月5日（月）徳島市で開催された。その概要を報告します。

〈技術交流会〉出席者

〈行政庁〉国土交通省 大臣官房 技術調査課

四国地方整備局局長 企画部長 技術調整管理官 他3名

中国地方整備局 企画部長 技術管理課長

四国各県土木部幹部 徳島県土木整備部部長 他4名

〈来 賓〉全国土木施工管理技士会連合会 専務

徳島県建設業協会 会長

〈各県技士会〉四国各県 会長 副会長 事務局長

中国各県 会長 事務局長

（総勢47名）

#### ◎〔行政庁に対しての提案〕

行政庁に対し、中・四国技士会連合会として、次のことを要望しますので、土木施工管理技士の重視活用、社会的地位の向上のため、その実現に向けて特段のご尽力をお願いします。

#### 1. 公共工事の品質確保の促進に関する法律について

品確法の下記3項目について四国地方整備局及び中国地方整備局よりご説明をお願いします。

- (1) 入札契約制度等の取組みについて。
- (2) 技術的能力審査が行われ、特に配置予定技術者の能力が問われています。工事成績評点が発注者によって異なっておりますが、整備局ではどのように評価されますか。
- (3) 地方公共団体への実施支援について。

#### 2. 土木施工管理技士の評価・活用について

- (1) 土木施工管理技士の資格取得後の能力向上へ新技術の導入、技術の継承等で講習カリキュラムの見直しを行い、積極的に研修を行いますので、ご支援をお願いいたします。
- (2) 総合評価落札方式においては、土木施工管理技士の資格や全国技士会連合会のCPDSを評価していただけますようお願いいたします。
- (3) 経営事項審査において、CPDSを評価対象として導入していただけますようお願いいたします。
- (4) 地方自治体においても業者選定時にCPDSを評価対象として導入していただけますようお願いいたします。

### 一層の技術研さんを 中国・四国技士会連合会 ブロック協議会など開く



中国・四国土木施工管理技士会連合会は5日、徳島県庁でブロック協議会を開き、技術交流会を開催し、専務・副専務は、行政庁に申し送りした。これに対し、四国各県の土木部幹部は、中国地方整備局は「品質確保促進方式を中心とした総合評価の成果や改善は実施している。今後、関係団体と連携しながら、品質確保の促進を図りたい」との考えを示し、四国各県も同様の考えを示し、品質確保の促進を図りたいと、一方では、中国地方整備局の指名競争を廃止する必要が、多岐にわたる（四国各県）。

会場となった徳島県建設センターには、来賓として、国土交通省技術調査課の田中副課長、中国地方整備局の北川副局長、四国地方整備局の佐藤副局長、中国各県土木部の幹部らが出席した。中国地方整備局は「品質確保促進方式を中心とした総合評価の成果や改善は実施している。今後、関係団体と連携しながら、品質確保の促進を図りたい」との考えを示し、四国各県も同様の考えを示し、品質確保の促進を図りたいと、一方では、中国地方整備局の指名競争を廃止する必要が、多岐にわたる（四国各県）。

田中副課長は、品質確保促進方式の導入について、中国地方整備局は「品質確保促進方式を中心とした総合評価の成果や改善は実施している。今後、関係団体と連携しながら、品質確保の促進を図りたい」との考えを示し、四国各県も同様の考えを示し、品質確保の促進を図りたいと、一方では、中国地方整備局の指名競争を廃止する必要が、多岐にわたる（四国各県）。

田中副課長は、品質確保促進方式の導入について、中国地方整備局は「品質確保促進方式を中心とした総合評価の成果や改善は実施している。今後、関係団体と連携しながら、品質確保の促進を図りたい」との考えを示し、四国各県も同様の考えを示し、品質確保の促進を図りたいと、一方では、中国地方整備局の指名競争を廃止する必要が、多岐にわたる（四国各県）。

12/5 記事 建通新聞（12/13火）



# 技士会伝言板

会員の皆さんへのご案内、ご依頼ごとです。よろしく申し上げます。

☆☆技士会会員は、技士会連合会の監理技術者講習を受けましょう☆☆

高知県土木技士会が担当する(社)全国土木施工管理技士会の監理技術者講習は、公共工事の監理技術者となる方を対象として実施しています。本年度はあと1回、18年度は年間6回の開催予定です。申込は、所定の申込用紙により高知県技士会で受け付けしています。

土木技士会の講習は、受講料が従来より安価であり、申込用紙にC P D S登録番号を記入するだけで、受講後に技士会の学習履歴として加点されます。

1. 講習会会場 高知県教育会館「高知城ホール」
2. 講習会開催日
 

平成18年1月14日(土)	
平成18年4月1日(土)	平成18年6月10日(土)
平成18年8月17日(木)	平成18年11月1日(水)
平成19年1月18日(木)	平成19年2月15日(木)
3. 受講料金 10,800円(他の講習機関より安価となっています。)
4. 申込方法
  - (1) 受講申込書
  - (2) カラー顔写真を貼った写真票
  - (3) 受講料の郵便振替払込請求書兼受領証のコピー

※ 申込書類・(1)～(3)を持参、または「配達記録郵便」で提出
5. 受講申込書提出先 (社)高知県土木施工管理技士会  
〒780-0870 高知市本町4丁目2-15 (TEL 088-825-1844)

※大臣認定対象(監理技術者資格者証の〔有する資格〕欄に「認定」と記載されている)の方は、本講習の申込はできません。

## ◆ 建設業法の改正に伴う監理技術者の取扱 ◆

### ① 主任技術者及び監理技術者の設置

国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である建設工事についての専任の監理技術者は、監理技術者資格証の交付を受けている者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、選任しなければならない。

一般競争入札、公募型競争入札等については、有効な監理技術者資格証と監理技術者講習修了証を提出しなければなりません。

ただし、平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格証を所持している者については、監理技術者講習修了証の提出の要はない。

また、発注者等から監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の提示を求められることがあるので携帯しておくことが望ましい。

# 平成18年度 1、2級土木施工管理技士試験と講習会のご案内

## ～ 土木施工管理技士をめざして～

(財)全国建設研修センターが建設業法に基づいて実施します「検定試験」、また、(社)高知県土木施工管理技士会が行います「受験準備講習会」を次のとおり予定しています。

なお、申込み用紙(願書)の販売方法、講習会への受講申し込み方法については、決定次第会員各位の所属会社あてにご案内文書を発送いたします。

### － 実 施 予 定 －

#### ◎ 検 定 試 験



1級(学科)	申込受付 試験日	平成18年4月上旬～4月中旬(予定) 7月第1日曜(予定)
1級(実地)	申込受付 試験日	平成17年度学科試験合格者・学科試験免除者 平成18年4月上旬～4月中旬(予定) 平成18年度学科試験合格者 平成18年8月下旬～9月上旬(予定) 10月第1日曜(予定)
2級 (学科・実地同一日)	申込受付 試験日	平成18年4月上旬～4月中旬(予定) 10月第4日曜(予定)

#### ◎ 受験準備講習会 (「検定試験」受験に備える講習会)

1級(学科)	日 程	平成18年5月30日～6月1日 6月6日～8日	} (6日間)
	会 場	高知市	
	受講料	会員：45,000円・一般：48,000円	
	再受講者割引	(H16～17年度当講習会参加者) 会員：35,000円・一般：38,000円	
「実力テスト」	日 程	平成18年6月17日 (1日間)	
	会 場	高知市	
	受験料	受験講習会参加者：6,000円 テストのみ参加者：8,000円	
1級(実地)	日 程	平成18年8月29日～8月30日 (2日間)	
	会 場	高知市	
	受講料	会員：20,000円・一般：23,000円	
	再受講者割引	(H17年度当講習会参加者) 会員：18,000円・一般：21,000円	
2 級	日 程	平成18年9月26日～28日 (3日間)	
	会 場	高知市	
	受講料	会員：30,000円・一般：33,000円	
	再受講者割引	(H16～17年度当講習会参加者) 会員：25,000円・一般：28,000円	
「実力テスト」	日 程	平成18年10月7日 (1日間)	
	会 場	高知市	
	受験料	受験講習会参加者：6,000円 テストのみ参加者：8,000円	

